

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	特別の設備の設置	
根拠条例等・条項	堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第8条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>特別の設備の設置については堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第8条に基づき審査する。</p> <p><b>【堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例】</b> (特別の設備の設置)</p> <p>第8条 使用者は、許可施設の使用に当たって、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、プラザの管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。</p> <p>4 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	